

東京都児童福祉審議会 第2回専門部会

(新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

日時：令和6年8月6日（火曜日）午後6時～午後8時

場所：第一本庁舎 42階北側 特別会議室B

会 議 次 第

1 議事

(1) 新たな計画の構成案

(2) 計画記載事項ごとの検討

目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実

目標2 困難を抱える妊婦や支援が必要な家庭を支える取組の充実

目標3 家庭と同様の環境における養育の推進

【資料】

- 資料 1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿
- 資料 2 第1回児童福祉審議会専門部会 委員意見・都の考え方
- 資料 3 新たな社会的養育推進計画の構成案
- 資料 4 計画記載事項ごとの検討
- 資料 5 齋藤委員事前提出資料
- 資料 6 都留委員事前提出資料
- 資料 7 武藤委員事前提出資料

資料集 国通知、次期社会的養育推進計画策定要領全体等

東京都児童福祉審議会 専門部会
（新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討）

■委員名簿

（五十音順、敬称略）

令和6年8月6日現在

氏 名	所 属	専門分野
カケガワ ア キ 掛川 亜 季	弁護士	司法関係
キムラ ヒデキ 木村 秀 樹	福生市子ども家庭部こども家庭センター課長	関係行政機関
サイトウ ヒロミ 齋藤 弘 美	社会福祉法人大洋社常務理事 大田区立ひまわり苑統括施設長	母子生活支援施設
サコシ ミワ 左近士 美和	中央区福祉保健部子ども家庭支援センター所長	関係行政機関
シンボ ユキオ ◎ 新保 幸 男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	児童福祉 （児童家庭福祉）
タカダ マ リ 高田 真 里	公募委員	都民公募
タナカ れいか 田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事	児童福祉 （社会的養護）
ツ ル カズミツ 都 留 和 光	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 施設長	児童福祉施設
ナカ イタ イクミ 中 板 育 美	武蔵野大学看護学部教授	公衆衛生
ノ ト カズコ 能 登 和 子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事長	養育家庭
フルカワ ヨウジ 古川 康 司	中野区児童相談所長	関係行政機関
マスザワ タカシ 増 沢 高	社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター 副センター長	臨床心理学
ミヤハラ リ エ 宮原 理 恵	公募委員	都民公募
ムトウ ソメイ 武藤 素 明	社会福祉法人二葉保育園常務理事 二葉学園 統括施設長	児童福祉施設
ヨコボリ マサコ ○ 横堀 昌 子	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授	児童福祉 （社会的養護）
ヨネヤマ アキラ 米 山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター センター長	小児科医
カシワメ レイホウ * 柏 女 霊 峰	淑徳大学総合福祉学部教授	児童福祉 （児童家庭福祉）

◎部会長 ○副部会長 *オブザーバー

■事務局名簿

役 職	職 名	氏 名
幹 事 長	子供・子育て支援部長	西 尾 寿 一
幹 事	子供・子育て施策推進担当部長	瀬 川 裕 之
	総合連携担当部長(児童相談センター次長兼務)	竹 中 雪 与
書 記	子供・子育て支援部企画課長	吉 川 千賀子
	子供・子育て支援部家庭支援課長	安 藤 真 和
	子供・子育て支援部育成支援課長	岡 本 香 織
	子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長	平 川 祥 子
	子供・子育て支援部事業調整担当課長	横 森 幸 子
	子供・子育て支援部事業連携担当課長	砂 賀 満 帆
関係者等	児童相談センター総合連携担当課長	志 田 隆 英
	八王子児童相談所児童福祉相談専門課長 (児童相談センター児童福祉相談専門課長兼務)	奥 村 理 加
	足立児童相談所長	辰 田 雄 一
	萩山実務学校管理課長	弥 重 寿 樹
	障害者施策推進部障害児・療育担当課長	菱 田 彰
	子供・子育て支援部企画課統括課長代理(計画担当)	加 藤 悦 宏
	子供・子育て支援部企画課課長代理(調整担当)	若 林 大 輔
	子供・子育て支援部企画課課長代理(権利擁護担当)	片 岡 智 明
	子供・子育て支援部企画課課長代理(権利擁護調整担当)	山 根 諒 子
	子供・子育て支援部家庭支援課統括課長代理(子育て事業担当)	松 川 邦 夫
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(児童相談所運営担当)	伊 東 大 輔
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(地域連携担当)	西 沢 佳
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(児童相談所連絡調整担当)	山 崎 信 尚
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(児童相談所連絡調整担当)	萩 原 純 菜
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(母子保健担当)	川 嶋 直 樹
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(多機関連携担当)	山 崎 貴 博
	子供・子育て支援部育成支援課統括課長代理(児童施設担当)	西 嶋 咲 絵
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(乳児院担当)	沢 辺 小 織
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(事業調整担当)	水 上 雄 太
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(児童施設運営支援担当)	松 下 恵 美
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(里親担当)	山 口 美 紀
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(里親調整担当)	加 藤 亨
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(里親調整担当)	関 口 麻 美
	障害者施策推進部施設サービス支援課課長代理(児童福祉施設担当)	海老沼 香 織
事 務 局	子供・子育て支援部企画課課長代理(児童福祉審議会担当)	吉 川 涼 子
	子供・子育て支援部企画課子供・子育て施策推進担当	堀 江 真理子
	子供・子育て支援部企画課計画担当	山 中 尚 也

第1回児童福祉審議会専門部会（新たな社会的養育推進計画策定に向けた検討） 委員意見・都の考え方

資料 2

	分類	意見内容	委員	都の考え方
1	会議の進め方	・内容の重さに比して回数が少ない。意見を事前に聞くとか、事前に資料を出してもらうとか。効率的・効果的に議論が進むようにお願いしたい。	武藤	事前に議題を明示し、委員から事前資料をいただきながら、効率的・効果的な会議運営を図っていく。
2	会議の進め方	・中野区も計画を策定するが、東京都のスケジュールと同じような動き。都の計画については広域的な見地から全体を俯瞰したものである。都の計画上の指標、数値を無視して、区が計画を策定することはできないので、調整をお願いしたい。	古川	児童相談所設置区と調整しながら、都と区双方の整合を図りながら、計画の策定を進めていく。
3	会議の進め方	・新たな計画は、これまでやってきた取組の振り返りがないと考えられない。	横堀	各事業の現状・課題を明示し、計画策定の議論を進めていく。
4	計画全体	・計画に関する言葉について、再発防止というか、家庭維持という言葉も家庭が崩れる前提。予防的支援という言葉もそうである。経験者としては、そうした言葉にスティグマを感じる。仕方ないと思いつながら、いい言葉はないのか、と思う。	田中	委員の皆様の意見を頂戴しながら、誰が見てもわかりやすく、かつ、社会的養護の経験者にも配慮した計画としていく。
5	計画の理念	・理念の中ではこどもの考え方を尊重するというのを徹底的に出していいたい。そのためにはアセスメントが大事。こどもの命や尊厳が一番大事。そうしたものを全面に出していくことが重要。自死も多い。	武藤	こどものことを決める際に、こどもの考えを聞き、最善の利益を考慮することはこども基本法やこども大綱においても明記されているところ。御意見を参考に対応していきたい。
6	計画の理念	・3つの理念に子供の意見を聞くとか、子供の権利・意向を尊重するというを書いてはどうか。	古川	子供の権利擁護は新たな計画においても重要な要素であることから、3つの理念を具体化するための9つの目標の一番はじめに位置付けている。
7	代替養育が必要な児童数の推計	・代替養育の推計は悩ましく、児童人口は減っているが、児相の対応は増えている。家庭支援事業による要素も努力目標的に入れて推計を図っていくこともあるのではないかな。	古川	代替養育が必要な児童数の推計は、予防的支援や区市町村の家庭支援事業、親子再構築に向けた家庭復帰の取組、障害児支援の取組などをどのように考えるかについて、区市町村等関係機関や委員の皆様の意見を踏まえながら検討していく。
8	パーマネンシー保障	・パーマネンシー保障について、順を追って記載しているが、ここがだめならここという順番で子供の行先を考えていくのは危険。ころころ変わっていくという考え方がパーマネンシー保障に反する。子供ごとのアセスメントが非常に大事でそれは児童相談所の役割。オーストラリア、ニュージーランド、アメリカでは里親委託の数が相当多いものの、いわゆる里親ドリフトの問題もある。ケアの困難さを背景に長期の引き受けをする里親が世界でも減少している。ショートでなら受け入れるという里親が増えている。ドリフトから里親メリーゴーランドになっている。移行期には一人の児童に対して、支援者が重ねて関わり支援するなどの取組も必要	増沢	児童相談所やフォスタリング機関、里親支援専門員等の関係者によるチーム養育体制の中で、養育家庭を支援していく。
9	パーマネンシー保障	・パーマネンシー保障の考え方は自分も同感。ただ、家庭や代替養育を徹底的にサポートするシステムなしにここに依存することは危険。徹底的に家庭や代替養育を支援するシステムを5年間で強化していくことが必要。	武藤	ケアニーズの高い子供の代替養育を担う施設や里親に対する支援について、関係機関の御意見を踏まえながら、検討していく
10	代替養育が必要な児童数の推計	・代替養育が必要な児童数の推計に、障害児、ケアニーズが高い児童入ってくると思う。障害児里親も増えているので、加味して入れていただけるといいかと思う。児相の相談件数は増えて居るが、虐待死は平成20年をピークに半分くらいに減っている。取組によって進んできていることは考慮して議論は進める必要がある。	米山	代替養育が必要な児童数の推計は、予防的支援や区市町村の家庭支援事業、親子再構築に向けた家庭復帰の取組、障害児支援の取組などをどのように考えるかについて、区市町村等関係機関や委員の皆様の意見を踏まえながら検討していく。
11	代替養育が必要な児童数の推計	・代替養育が必要な児童数の推計。これは出せるのか。そもそも思う。国にも疑問がある。現状把握をきちんとしないと数字は出てこない。現状は無理くり出すような計算方法。丁寧に把握しないと、根拠のない数字が独り歩きし、とんでもないことになる。ヨーロッパ諸国ではすべて里親にという方針だったが、今は反省している。あれは何だったのかと反省する中でイデオロギーだったという見方。イギリスはそうなっている。実態把握に基づく数値目標はこの期間ではできない。自分の中では代替養育を必要とする児童は、市町村で滞留しているという実態がある。それは潜在需要。もっと手前のところから、きちんと見ていくことで実態が見えていく。すぐにできなくても、少しずつ実態把握をし、ベースを整えていくことが大事。その点では区市町村に意見をきくといことは一歩踏み込んでいく。	増沢	代替養育が必要な児童数の推計は、予防的支援や区市町村の家庭支援事業、親子再構築に向けた家庭復帰の取組、障害児支援の取組などをどのように考えるかについて、区市町村等関係機関や委員の皆様の意見を踏まえながら検討していく。

	分類	意見内容	委員	都の考え方
12	家庭支援	・妊娠期から一貫してということは、市区町村との連携が非常に大事。子供家庭センターだけでなく、福祉事務所など様々な部門との連携が必要	斉藤	要対協などのネットワークを通じて各機関との連携を密にし、困難を抱える児童や家庭を支援していく。
13	家庭支援	母子一体型のショートケアのほか、妊産婦等生活援助事業も始まる。相談と受け皿の関係を踏まえて、区市町村と都道府県の連携を進めることが大事	斉藤	都は、母子一体型ショートケアに取組む区市町村を包括補助で支援しているほか、今年度から新たに妊産婦等生活援助事業に取り組んでおり、こうした取組を通じて、特定妊婦や要支援妊婦等を支援していく。
14	母子生活支援施設	・母子生活支援施設についても記載をしっかりと	齋藤	策定要領においても、母子一体的な支援が可能である母子生活支援施設の活用が明記されており、今般の新たな計画にも位置付けていく。
15	予防的支援・妊産婦支援	・予防的支援、妊産婦への支援を考えると、胎児の体重にも関心を寄せる必要があり、伴走しながら段階的に改善していくための見立てが必要。きめ細かな要素であるため、医療・保健との連携があってもいい。	中板	今年度から新たに妊産婦等生活援助事業に取り組んでおり、こうした取組を通じて、特定妊婦等を支援していく。 また、こども家庭センター体制強化事業により、健やかに子育てができる環境を整えるため、妊娠期から子育て期にかけて、児童福祉部門と母子保健部門が連携して当事者の話を聞きながらニーズをきめ細かに把握し、寄り添った支援を提供する区市町村を支援している。
16	一時保護	・親子一緒にの支援は非常に大事。母子生活支援施設のほか、ショートステイでも親子一緒にのこともある。一時保護も工夫によっては親子が一緒にということもできるのではないかな。	増沢	都は、母子一体型ショートケアに取組む区市町村を包括補助で支援している。
17	一時保護	・一時保護について、児童一人当たりの平均保護日数が伸びている。こちらの分析はどうか	掛川	一人一人の課題の複雑化や、出口の調整に時間を要していることも要因
18	里親委託率	・里親委託率について、今、豊島区の計画に携わっている。豊島区は直近で33%。東京都の倍。ヒアリングなども行って参考にしてもらってもいいのではないかな。	柏女	里親等委託率の高い自治体にヒアリング等を行い、効果的な取組について検討していく。
19	里親委託率	・小規模の区児相においては、養子縁組里親と養育家庭を明確に区分して登録している。二重登録を進めてもいい。	柏女	二重登録の取組はR2年度から短期間(二か月程度)に限定して実施しているが実績が上がっていない。R6年度からは、長期の委託も可能とする運用に変更し、里親に丁寧な説明を行い、十分な理解を得たうえで、活用を進めていく。
20	里親	・里親委託もパーマネンシー保障の一つの方法と書かれている。最近はケアニーズが高い子が多く里親も苦労しながら育てている。支援してくれる方の力量を高める手法や家庭にあった子を紹介するマッチングなど、併せて検討してほしい。	能登	児童相談所やフォスタリング機関、里親支援専門員等の関係者によるチーム養育体制の中で、養育家庭を支援していく。
21	里親	・児童養護施設で、里親委託の候補として何人も名前が出てくるが里親委託が成立しない。親が同意しない、などが原因。何年も名前が挙がって候補から消えていくことが多い。児相長の権限で変えていってくれるとよいのではと思う。	能登	里親制度についての正しい理解が進むように取り組んでいく。
22	里親	実際に里親委託をするには難しい家庭もあるが、もう少し指導をしていくことで委託できる家庭もある。伸ばしていくことが大事	能登	児童相談所やフォスタリング機関、里親支援専門員等の関係者によるチーム養育体制の中で、養育家庭を支援していく。
23	里親	・増沢委員が言っていた移行期の支援。支援者を重ねていくというのは大事だと思う。	田中	児童相談所やフォスタリング機関、里親支援専門員等の関係者によるチーム養育体制の中で、養育家庭を支援していく。
24	親族里親	・パーマネンシー保障に沿って、親族による養育の活用を考えていくべき。距離のあるおじさん、おばさんなどとなるため、区児相、他県の児相との調整も必要となる。親族による養育を進めていく意味では、マニュアルなど必要	柏女	今後、親族による養育への移行やフォローなど、現状も踏まえてご意見いただきたい。都としてのスタンスを明確にしていく。
25	里親	・里親支援センターが法律で位置付けられた。資料に記載がないがどうするのか	増沢	まずは、全児相にフォスタリング機関を設置することを目標に取り組んでいる。里親支援センターへの移行については、今後検討していく。
26	里親	・里親登録数は増えて居るが人口規模に比して少ない。伸び悩んでいる理由はないかな	掛川	コロナ禍で実習ができなかったことから登録数が伸び悩んだ時期もあったが、少しずつ登録数は増加している。登録が大幅に増えていないのは、認知度の低さも一因と考えている。
27	児童養護施設	・専門機能強化型の児童養護施設は最大45施設くらいであったものが、減ってきている。現場の実感としては、ケアニーズが高い子が多く、全ての施設が専門強化型になるべきと考えている。	武藤	全ての児童養護施設が専門機能強化型児童養護施設の指定要件を備えるよう働きかけているが、医師や治療指導担当職員の確保ができないことから減ってきている。施設の状況を把握し、ケアニーズの高い児童に対する専門的ケアの充実について、引き続き検討していきたい。

	分類	意見内容	委員	都の考え方
28	障害児入所施設	・障害児入所施設の中でのケアニーズが高い子供、国の統計に入るようになった。令和5年2月1日の調査で、被虐待経験のある子どもが4割入所。非常に割合が高く、障害児入所施設も社会的養護を担っている施設であるという認識のもと計画に盛り込んだ方がよい。	米山	ご意見を踏まえ、計画の内容は検討していく。
29	障害児入所施設	・ケアニーズが高い児童への対応というところでは障害児の施設も含めたネットワークづくりが必要。児相、子家の連携に障害児の施設も入れてもらえると	米山	ご意見を踏まえ、計画の内容は検討していく。
30	アンケート・ヒアリング	・こどもにヒアリングするのではれば多様な面でやるべき。在宅生活が維持できなかった状況なので、どんな支援があればよかったのかなど。	掛川	ご意見を踏まえ、アンケート・ヒアリングの内容は決定していく。
31	アンケート・ヒアリング	・現在だけでなく、過去・未来の生活についてという視点もあっていいのではないか。自立支援などステージに合わせた質問も必要ではないか。	掛川	ご意見を踏まえ、アンケート・ヒアリングの内容は決定していく。
32	アンケート・ヒアリング	・自立援助ホームの子や退所者10数人とBBQをやって話を聞いた。乳児院から育っている子。里親委託の子など様々。自立援助ホームで聞くことで、一貫して参考になる考えを聞いた。自立援助ホームの子の意見も聞いてもらえるといい	武藤	自立援助ホームもヒアリング対象することで検討している。
33	アンケート・ヒアリング	・ヒアリングについてだが、社会的養育の下にある子供は背景が複雑であり、ちゃんと意見を言ってくれるのだろうか、と思う	宮原	ヒアリングに当たっては、子供の背景や心情に配慮し、各施設や委託事業者等と調整して行っていく。
34	アンケート・ヒアリング	・世田谷区ではこどもへのヒアリングを終えている。自立支援施設や母子生活援助はかなわなかったで、アンケートを実施した。とくに小学校はヒアリングが難しかった。委員と事務局二人と子供一人であったが、途中で走り回ってしまい何とか持たせた。中学生は自分の意見もあるので愚痴大会になったが問題はなかった。	田中	都のヒアリングも幅広い年齢層から意見を聴取できるよう、対象者は小学生から高校生年代まで行っていく。
35	アンケート・ヒアリング	退所者に聞くということは入れていった方がいい。いい意見がもらえるのでは？と思う。あとは子供へのフィードバックを大切にしてほしい。	田中	都のアンケート・ヒアリングは里親委託児童、児童養護施設入所児童、自立援助ホーム入所児童、一時保護児童を対象としていく。子供たちの意見を踏まえ、施策への反映を検討していく。
36	アンケート・ヒアリング	・アンケートやヒアリングでは、クローズドクエスチョンではなく、こどもの考えを引き出せるような質問をしていくべき	高田	ご意見を踏まえ、オープンな回答を引き出せるような質問としていく。
37	アンケート・ヒアリング	・権利擁護のアンケートについて、設問では「どのくらい意見や気持ちを聞いてもらえるか」と聞いているが、意見と気持ちは違う。また、3段階ではなく、5段階で聞くなど、子供に寄り添った設問とすべき。大人の視点での質問になっている。	中板	設問及び回答については、御意見も踏まえながら修正する。

新たな社会的養育推進計画の構成案

資料 3

- 第1章に、今回の計画で新たに定める計画の「目標」及び「視点」を追加、第3章を、パーマネンシー保障の理念に沿った一貫した流れで構成
- 第3章について以下の9つの目標に沿って構成
 - ①当事者である子供の権利擁護の取組の充実、②困難を抱える妊婦や支援が必要な家庭を支える取組の充実、③家庭と同様の環境における養育の推進、
 - ④施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備、⑤心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実、⑥社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
 - ⑦児童相談所の体制強化、⑧一時保護児童への支援体制の強化、⑨子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成

(現行計画の構成)

第1章 基本的考え方と全体像	
1	計画策定の趣旨
2	計画の位置付け
3	計画期間
4	計画の「理念」・「目指すべき姿」
第2章 東京都の状況	
第3章 東京都における具体的な取組	
1	家庭と同様の環境における養育の推進
	(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進
	(2) 里親に対する支援
	(3) 特別養子縁組に関する取組の推進
2	施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
	(1) 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（GH等）での養育を推進
	(2) ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実
	(3) 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）
3	社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
	・ジョブ・トレーナーの充実、高校在学中の学習支援の充実等
4	児童相談所の体制強化
	(1) 児童相談所における人材の確保及び育成
	(2) 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
5	一時保護児童への支援体制の強化
	・一時保護所における児童への日常的な支援の充実、生活環境の整備
6	子供・子育て家庭を支えるための取組
	(1) 当事者である子供の権利擁護の取組
	(2) 在宅で生活している子供や家庭に対する支援体制の構築
7	計画の進捗管理と見直し

(新計画の構成案)

第1章 基本的考え方と全体像	
1	計画策定の趣旨
2	計画の位置付け
3	計画期間
4	計画の「理念」・「目標」・「視点」
第2章 東京都の状況	
第3章 東京都における具体的な取組	
1	当事者である子供の権利擁護の取組の充実
2	困難を抱える妊婦や支援が必要な家庭を支える取組の充実
	(1) 支援を要する妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実
	(2) 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく児童相談所のケースマネジメント
3	家庭と同様の環境における養育の推進
	(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進
	(2) 里親に対する支援
	(3) 特別養子縁組に関する取組の推進
4	施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
	(1) 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（グループホーム等）での養育を推進
	(2) 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）
	(3) 障害児入所施設における支援
5	心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
	(1) 施設における専門的なケア
	(2) 児童相談所における専門的なケア
6	社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
	・自立支援担当職員の充実、高校在学中の学習支援の充実、施設退所後の自立支援の充実等
7	児童相談体制の強化
	(1) 都児童相談所の体制強化
	(2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組
8	一時保護児童への支援体制の強化
	(1) 一時保護所の体制強化
	(2) 一時保護所における児童への日常的な支援の充実、生活環境の整備
9	子供と子育て家庭を支える専門人材の育成
10	計画の進捗管理と見直し

今回の部会での検討事項

- 第 3 章の記載事項ごとに、第 2 回及び第 3 回専門部会で検討
- 第 2 回専門部会では、以下の目標 1 ～ 3 の記載事項について検討

1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実	
2 困難を抱える妊婦や支援が必要な家庭を支える取組の充実☑	
	(1) 支援を要する妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実
	(2) 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく児童相談所のケースマネジメント
3 家庭と同様の環境における養育の推進	
	(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進
	(2) 里親に対する支援
	(3) 特別養子縁組に関する取組の推進

計画記載事項ごとの検討

参考 第3回専門部会での検討予定事項

4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備	
	(1) 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（グループホーム等）での養育を推進
	(2) 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）
	(3) 障害児入所施設における支援
5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実	
	(1) 施設における専門的なケア
	(2) 児童相談所における専門的なケア
6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援	
	・自立支援担当職員の充実、高校在学中の学習支援の充実、施設退所後の自立支援の充実等
7 児童相談体制の強化	
	(1) 都児童相談所の体制強化
	(2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組
8 一時保護児童への支援体制の強化	
	(1) 一時保護所の体制強化
	(2) 一時保護所における児童への日常的な支援の充実、生活環境の整備
9 子供と子育て家庭を支える専門人材の育成	

目標① 当事者である子供の権利擁護の取組の充実

1. 現状の取組・課題

検討の視点①：子供の権利擁護に係る啓発

【子供向け】

- ・小学生以上の措置児童：子供の権利ノートを配付し説明訪問をしているが、訪問先は児童養護施設に限定
- ・幼児・障害児の措置児童：権利の解説動画や意見表明を補助するカードを活用した啓発の推進が必要
- ・一時保護児童：リーフレットを配付・周知しているが、記載内容の見直しが必要

【大人向け】

- ・児童相談所職員、里親、施設職員等を対象とした「被措置児童等の権利擁護に関する説明会」を開催（権利擁護の重要性や新たに作成した幼児・障害児向け啓発物の活用について）
- ・施設等の第三者委員や意見箱の運用を底上げするため、施設の取組（好事例集）を配付予定

検討の視点②：意見表明等支援員の導入

- ・施設環境や協力意向等を踏まえ、一部の一時保護所入所中及び里親委託中の子供に対し、意見表明等支援員による訪問・面談を令和6年度からモデル的に実施

検討の視点③：子供の権利擁護に係る環境整備

- ・「子供の権利擁護専門相談事業」にて、子供の権利擁護専門員が子供からの権利侵害等の相談を受け付け、公正中立な第三者として子供と関係機関との間に立って助言・調整活動を実施
- ・措置等について子供が納得できない場合に、子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる仕組みを整備

目標① 当事者である子供の権利擁護の取組の充実

2. 今後の方向性

【子供の権利擁護に係る啓発の充実】

- ・ **子供の権利ノートの説明訪問先の拡大**や、幼児・障害児向け啓発物の説明訪問の実施について検討
- ・ 一時保護児童に配付するリーフレットを改定
- ・ 施設職員等の参加者アンケート結果等を踏まえて「**被措置児童等の権利擁護に関する説明会**」の**内容や開催方法の見直し**を検討
- ・ 説明会等で**第三者委員や意見箱の活用に関する好事例**を周知

【意見表明等支援員の導入先拡大】

- ・ モデル実施の結果を踏まえ、**意見表明等支援員の導入先拡大**について検討

【子供の権利擁護に係る環境整備】

- ・ **子供の権利擁護専門相談事業や児童福祉審議会への申立て制度**を引き続き適切に運用

目標① 当事者である子供の権利擁護の取組の充実

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

○社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	・児童相談所職員、里親、施設職員等を対象とした被措置児童等の権利擁護に関する説明会（R 6実績：5／10回実施、会場参加者数151名、今後アーカイブ動画を配信）※7月26日時点 ・児童養護施設の入所児童を対象とした子供の権利ノート説明訪問（R 6実績：訪問済み施設数4か所／今年度対象施設数18か所、参加児童数147名）※7月26日時点
○意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合	今後調査予定
○措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	今後調査予定
○措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備	今後調査予定
○措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	今後調査予定
○児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	措置等について子供が納得できない場合に、子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる仕組みを整備 申立があった場合は、子供権利擁護部会で審議
○社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	児童相談所職員、里親、施設職員等を対象とした「被措置児童等の権利擁護に関する説明会」の開催及び検証、新たに作成した幼児・障害児向け啓発物の検証等を行う検討委員会において、社会的養護経験者を委員として招へい

目標② (1) 支援を要する妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実

1. 現状の取組・課題

検討の視点：妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実

【現状の取組】

- ・ こども家庭センター体制強化事業の実施により、こども家庭センターの設置を促進
- ・ とうきょうママパパ応援事業を通じて、区市町村への支援を強化
- ・ 妊娠・出産・子育ての不安に対応する相談支援、研修等を実施
- ・ 虐待の未然予防や特定妊婦等に対するサポートを関係機関と連携して実施する区市町村を支援

【課題】

- ・ 母子保健部門と児童福祉部門が連携しながら、サポートが必要な妊婦や子育て家庭を把握し、適切な支援につなげる体制整備を促進するため、区市町村への支援を一層充実することが必要
- ・ 子育て家庭等に対し、妊娠期から伴走型の寄り添い支援を実施するほか、母子保健サービスや家庭支援事業など必要な支援を提供することで、虐待等に至る前の予防的支援を充実することが必要
- ・ 虐待予防に向けて、特に支援の必要な妊産婦等への支援の充実が重要なため、地域で関係機関が連携しながら妊産婦等をサポートする新たな仕組みや、特定妊婦等が安心して生活できる環境整備が必要

目標② (1) 支援を要する妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実

2. 今後の方向性

【こども家庭センターの体制強化】

- ・ こども家庭センターにおいて、妊産婦の悩みやニーズを適切に把握し、寄り添い支援を行うことで虐待の未然防止へ積極的に取り組む区市町村への支援を充実

【地域での切れ目のない支援体制】

- ・ 面談等の伴走型相談支援や母子等への産後ケア、子育て家庭への家事育児サポーター派遣など、産後うつや乳幼児の虐待予防に資する取組を行う区市町村への支援を充実
- ・ 子育て世帯訪問支援事業や子育て短期支援事業等、家庭支援事業に取り組む区市町村への支援充実に検討

【特に支援が必要な妊産婦への支援】

- ・ 支援が必要な妊産婦を地域で支えるネットワークの構築について検討
- ・ 民間事業者と連携し、特定妊婦等への支援を充実

目標② (1) 支援を要する妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

○妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	今後調査予定
○助産施設の設置数	38施設（休止中施設を除く）
○とうきょうママパパ応援事業 実施自治体数（都独自）	61自治体（令和5年度実績）
○特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	研修11回 受講者9,045名（令和5年度実績）
○こども家庭センター体制強化事業 実施自治体数（都独自）	令和6年度開始事業のため現時点では未実施
○市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	今後調査予定
○市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	今後調査予定
○こども家庭センター設置に向けた区市町村研修 実施自治体数（都独自）	今後調査予定

妊娠期から子育て期にわたる支援について

○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実に向け、相談支援や訪問支援などの取組を重層的に実施

妊娠期

出産

子育て期

こども家庭センター：児童相談部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等を実施

妊婦面接

妊婦健診

乳児家庭全戸訪問等

乳幼児健診

○とうきょうママパパ応援事業・東京都出産・子育て応援事業

妊婦面接等の伴走型相談支援と育児用品等を提供する経済的支援の一体的実施、産後ケア、家事育児サポーター派遣等に取り組む区市町村を支援

○こども家庭センター体制強化事業（児童虐待の未然防止：予防的支援）

子供家庭支援センターと母子保健部門が一体となり、家庭のニーズ把握と訪問支援を実施する区市町村を支援

母子保健サービス（産後ケア事業・家事育児支援等）

家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業・子育て短期支援事業等）

○妊娠相談ほっとライン

- ・ 予期せぬ妊娠や妊娠中の体調への不安等、様々な悩みに対する相談（電話・メール）
- ・ 産科受診が困難な方に対し、医療機関等への同行支援を実施

○特定妊婦等への支援

居場所の提供等、婦人保護施設での支援

○母子生活支援施設

母子家庭に対する居室の提供や生活支援等

自
ら
育
て
ら
れ
る
場
合

児童相談所による入所措置等

○乳児院

保護者による養育が困難な乳幼児を養育

○児童養護施設

保護者のいない児童や被虐待児等を養護

○里親への委託

児童の養育を委託

※各事業で把握した当事者について継続的な支援が必要な場合は、区市町村の母子保健部門や子供家庭支援センター、児童相談所等につなげている。

支
援
ニ
ーズ

目標② (2)家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく児童相談所のケースマネジメント

1. 現状の取組・課題

検討の視点：家庭養育優先原則とパーマネンシー保障に基づくケースマネジメントの徹底

【現状の取組】

○運営指針より抜粋

児童相談所は、法第27条第1項第3号に基づき、里親等への委託又は児童福祉施設等への措置を必要とする場合においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意見又は意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から、代替養育先を検討する必要がある。

○ケースマネジメントの徹底

- ・所内の定期的なケースの進行管理会議で、子供の状況を確認しながら、援助方針の見直しを検討
- ・各児童相談所に設置している里親委託等推進委員会に乳児院や児童養護施設の職員等の参加を求め、入所児童の生活状況等を踏まえ、きめ細かに委託の可否を検討

○里親委託、家庭復帰促進に向けた児童相談所の体制

- ・里親養育支援児童福祉司（常勤）及び養育家庭専門員（会計年度任用職員）が、地域の養育家庭への支援等を担当
- ・家庭復帰担当司（常勤）及び家庭復帰支援員（会計年度任用職員）が、措置中児童の家庭復帰に向けた取組を担当

目標② (2)家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく児童相談所のケースマネジメント

【課題】

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、児童や親権者に対して、きめ細かなケースマネジメントを行うため、児童相談所の体制を一層強化する必要がある。
- ・虐待により、一時保護や入所措置等を行った子供が家庭に復帰し、地域で安心して暮らせるための援助には関係機関の理解や支援の役割分担の調整に時間を要する。また、里親委託については実親の同意や委託後のきめ細かなフォロー等が求められる。
こうしたパーマネンシー保障に基づくケースマネジメントの徹底をするためには、児童相談所の専門職の増員等体制強化が必要

2. 今後の方向性

- ・児童相談所における専門職の計画的な増員と、**家庭養育優先原則とパーマネンシー保障を徹底するマネジメント体制**の強化
- ・各児童相談所における**里親等委託率や課題を定期的に共有**し、進捗状況の確認を徹底

目標② (2)家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく児童相談所のケースマネジメント

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

○こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備

検討中

○里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間

集計中

目標③ (1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進

1. 現状の取組・課題

検討の視点①：里親制度の認知・理解醸成を目的とした普及啓発の促進

- ・ 里親制度の認知度の向上を図るため、フォスタリング機関による地域での広報や出前講座、体験発表会等の取組を実施しているが、更なる制度理解の促進が必要

検討の視点②：里親のリクルートに係る区市町村との連携強化・充実

- ・ フォスタリング機関に区市町村連携コーディネーターを配置し、区市町村と連携した里親の新規開拓及び普及啓発等に関する取組を実施しているが、自治体により取組に差がある状況

検討の視点③：早期からの里親委託促進に向けて

- ・ 里親等委託率は増加傾向ではあるが、特に乳幼児の委託率が低い状況
- ・ 早期からの里親委託を進めるには、ニーズに合う多様な里親の登録が必要

2. 今後の方向性

- ・ 対象を明確にした効果的な広報等、普及啓発の実施による制度の認知と理解促進
- ・ 区市町村と連携した、里親登録数の拡大に向けたリクルート活動の強化
- ・ 更新期間の見直しなど、里親認定・登録のあり方を検討
- ・ ケアニーズの高い児童の養育に資する研修の実施等、里親の養育力向上に向けた取組の強化

目標③ (1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

○3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	【委託率】 3歳未満：14.3% 3歳以上未就学：20.1% 学齢以上：17.1% （令和6年3月末 区を含む） ※登録率、稼働率は今後集計
○養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	養育里親：800 専門里親：3 養子縁組：454 （令和6年3月末 区を含む）
○ファミリーホーム数	30（令和6年3月末現在 内法人型11）※区含む
○里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	年6回（隔月）

目標③ (2)里親に対する支援

1. 現状の取組・課題

検討の視点：里親等支援業務の包括的な実施体制の構築

- ・ フォスタリング機関により、包括的な里親への支援を実施（R 6 中に都全域で実施予定）
- ・ 児童の養育に不安や悩みを持つ里親がいることや、ケアニーズが高く対応が困難な児童が増加していることなどから、より一層の里親の養育力向上や、里親に寄り添った支援が必要

2. 今後の方向性

- ・ 包括的で、一貫した里親支援体制の構築に向け、**フォスタリング機関事業の着実な実施と実績の評価、それを踏まえた里親支援センターへの移行に向けた検討の実施**
- ・ 研修やトレーニング体制、未委託家庭への支援の実施等による、**里親の養育力向上に向けた支援体制を強化**
- ・ 関係機関の連携により**里親を支援する体制（チーム養育）の強化**
- ・ 不調を未然に防ぐため、レスパイト機能の強化等、予防的な視点での支援の強化

目標③ (2)里親に対する支援

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

○里親支援センターの設置数	※今後整備を検討
○民間フォostリング機関の設置数	8 児童相談所で実施
○児童相談所における里親等支援体制の整備	フォostリング機関 R6.4現在 8 か所/ 1 1 児相
○基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	集計中

目標③ (3)特別養子縁組に関する取組の推進

1. 現状の取組・課題

検討の視点①：特別養子縁組を想定したケースマネジメント

- ・養子縁組里親の登録数は増加傾向だが、養子候補者となる児童が少なく、マッチングに至らない家庭が多い

検討の視点②：特別養子縁組を推進するための体制整備

- ・候補児童が挙がっても、アセスメントやマッチング・交流に時間を要し、早期の委託が困難なケースが存在

検討の視点③：縁組成立後の継続した支援の実施

- ・縁組成立後の養子、養親、実親への支援については十分なノウハウが蓄積されていない状況

2. 今後の方向性

- ・実親による養育が望めず、他に養育できる親族等がない子供については特別養子縁組を検討
児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等についても積極的に検討
- ・乳児院や民間あっせん機関等の関係機関との連携を強化し、
養親希望者と養子候補者となる児童の交流、マッチングが円滑に行われる体制を整備
- ・特に、新生児が養子候補者となった場合について、
できる限り**新生児のうちに養子縁組里親への委託を進められる体制を強化**
- ・養子縁組里親に対して縁組成立後も継続した支援を行い、
児童の家庭を取り巻く個々の状況に応じた**児童の生い立ちの整理のための個別支援プログラム**を実施

目標③ (3)特別養子縁組に関する取組の推進

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

○児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	今後調査予定
○民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	54件（R5.4.1～R6.3.31の間に成立した件数） ※都内5機関からの実績報告による（都内5機関の取扱件数であり、都外の児童や養親を含む）
○親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	今後調査予定
○里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	フォスタリング機関 R6.4現在 8か所/11児相 民間あっせん機関 都内5機関
○特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	今後調査予定